

金沢市公民館連合会慶弔内規の改正

改正前

1. 金沢市公民館連合会の慶弔金を次のとおり定める。

	死亡弔慰金	入院見舞金
本人	20,000円	5,000円
配偶者	10,000円	
1親等	10,000円	

※ 「入院見舞金」は、1ヶ月以上入院加療中であるとき、見舞金または相当額の見舞品とする。

2. 館長退職後1年間は、現職館長に準じる。
3. 叙勲、褒賞などの慶事については、理事会に諮り決定する。
4. その他、特に公民館活動に顕著な功績のあった者については、会長が決定し、理事会に報告する。

附 則

この内規は、平成5年6月21日から施行する。

改正後

1. 金沢市公民館連合会の慶弔金を次のとおり定める。

	死亡弔慰金	入院見舞金
本人	20,000円	10,000円
配偶者	10,000円	
1親等	10,000円	

※ 「入院見舞金」は、**2週間以上**入院加療中であるとき、見舞金または相当額の見舞品とする。

5. 館長退職後1年間は、現職館長に準じる。
6. 叙勲、褒賞などの慶事については、理事会に諮り決定する。
7. その他、特に公民館活動に顕著な功績のあった者については、会長が決定し、理事会に報告する。

附 則

この内規は、令和2年6月12日から施行する。

金沢市公民館館長親睦会会則改正

改正前

第5条 役員は、3の役員をもって構成し、必要のつど開催する。

附 則

この会の会則は、平成8年9月1日から実施する。

区 分	内 容
葬 祭	会 員 香典10,000円、花輪1基、会長名の弔電 家 族 香典5,000円または花輪1基（配偶者、1親等の同居親族）、会長名の弔電
病氣見舞	会 員 見舞金5,000円または相当額の見舞品とする。 （1ヶ月以上の入院またはこれに準じる自宅加療）
その他	①褒賞、叙勲、その他特別慶事 ②災害見舞 については、役員会に諮り決定する。ただし、早急に役員会を招集することができないときは、会長が決定し、役員会に報告する。

改正後

第5条 役員会は、市公連理事会をもって替えることとする。

附 則

この会の会則は、令和2年6月12日から実施する。

区 分	内 容
会員退会	記念品の贈呈
葬 祭	香典10,000円と会長名の弔電 (会員、配偶者、1親等の同居親族)
病氣見舞	見舞金10,000円または相当額の見舞品とする。 (2週間以上の入院またはこれに準じる自宅加療)
その他	①褒賞、叙勲、その他特別慶事 ②災害見舞等 については、役員会に諮り決定する。ただし、早急に役員会を招集することができないときは、会長が決定し、役員会に報告する。